

箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震対策緊急促進事業制度要綱（平成25年5月29日 国住市第53号 国土交通省住宅局長通知）に規定する耐震対策緊急促進事業のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。次条において「法」という。）附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）の耐震診断に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、箱根町補助金等交付規則（平成16年箱根町規則第8号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「耐震診断」とは、耐震診断士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は同条第4項に規定する木造建築士であつて、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項第1号に規定する登録資格者講習を修了した者又は国土交通大臣が定める者をいう。）が実施する法第2条第1項に規定する耐震診断であつて、法第12条第1項に規定する技術指針事項に適合したものをいう。

(対象建築物)

第3条 補助の対象とする大規模建築物は、次の各号のすべてに該当するもの（国、地方公共団体が所有するものを除く。）とする。

- (1) ホテル又は旅館であること。
- (2) 災害時の避難生活者を一定期間受け入れることができる建築物で、町と災害時受入協定を締結していること。
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）等の法令に違反していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 町税等を滞納していないこと。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律

第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。) でなく、かつ、代表者又は役員が暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) でないこと。

(3) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金額)

第5条 補助金の金額は、耐震診断に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)のうち、第1号の額に第2号の額を加えた額とする。

(1) 耐震診断に要する費用の額の3分の1の額とし、建築物1棟につき、400万円又は次に定める費用の額を合計した額の3分の1のいずれか低い額を限度とする。

ア 面積1,000㎡以内の部分は2,000円/㎡以内

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,500円/㎡以内

ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,000円/㎡以内

(2) 耐震診断に要する費用の額の3分の1の額とし、建築物1棟につき、次に定める費用の額を合計した額の3分の1の額を限度とする。

ア 面積1,000㎡以内の部分は2,060円/㎡以内

イ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,540円/㎡以内

ウ 面積2,000㎡を超える部分は1,030円/㎡以内

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ町長と協議するものとする。

(事業全体計画承認の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業が複数年度となる場合、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金事業全体計画承認申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 役員等氏名一覧表(第6号様式)

(2) 図面

(3) 現況写真

(4) 大規模建築物であることの確認書の写し

(5) 建築物の所有権を証明する書面

- (6) 災害時受入協定書の写し
- (7) 診断費の見積書の写し
- (8) 事業全体計画工程表
- (9) その他町長が必要と認める書類

(事業全体計画承認の決定)

第8条 前条の規定により事業全体計画承認の申請があったときは、町長は内容を審査の上、その適否を決定し、承認するときは箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金事業全体計画承認決定通知書（第2号様式）により、承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により承認の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業全体計画変更承認の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、承認内容に変更が生じた場合は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金事業全体計画変更承認申請書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

(事業全体計画変更承認の決定)

第10条 町長は、前条の規定により事業全体計画承認内容変更の申請があったときは、申請者に対して箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金事業全体計画変更承認決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

(交付の申請)

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 役員等氏名一覧表（第6号様式）
- (2) 図面
- (3) 現況写真
- (4) 大規模建築物であることの確認書の写し
- (5) 建築物の所有権を証明する書面
- (6) 災害時受入協定書の写し
- (7) 診断費の見積書

(8) その他町長が必要と認める書類

2 前項各号（第8号を除く）の書類は、第2号様式および第4号様式の写しの添付により省略することができる。

（県警本部への確認）

第12条 町長は、必要に応じて申請者又は次条の交付決定を受けた者が、第4条第2号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（交付の決定）

第13条 町長は、第11条の規定により補助金の交付申請があったときは、内容を審査してその適否を決定し、交付するときは箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知書（第7号様式）により、交付しないときはその旨を申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（着手）

第14条 第8条の規定により、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金事業全体計画承認決定通知を受けた者又は前条の規定により箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、当該通知を受けた後直ちに当該決定通知に係る耐震診断（以下「補助対象耐震診断」という。）に着手しなければならない。

2 補助対象者は、補助対象耐震診断に着手したときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断着手届（第8様式）を町長に提出しなければならない。

（交付内容変更等の申請）

第15条 補助対象者は、申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げる場合は、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取下げ）申請書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付内容変更等の決定）

第16条 町長は、前条の規定により交付内容変更等の申請があったときは、補

助対象者に対して箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書（第10号様式）により通知するものとする。

- 2 町長は、補助対象者が、補助金交付に当たり付した条件若しくはこの要綱の規定に反したとき、又は虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けたときは、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付決定（変更・取消）通知書により、交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

（結果報告）

第17条 補助対象者は、補助対象耐震診断の終了後、速やかに箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断結果報告書（第11号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断結果
- (2) 事業実施報告書
- (3) 請負契約書の写し
- (4) 領収証の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の報告とともに、箱根町要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助金交付請求書（第12号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第18条 町長は、前条の報告書等を精査し、相当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第19条 次の各号のいずれかに該当するとき、町長は、補助対象者に対して補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 要綱の規定に反した場合
 - (2) 虚偽その他不正な方法によって補助金の交付を受けた場合
- （その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。